

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	横山 睦美
-------	-------	--------	---------	-------

継続	予算事業コード	2000
----	---------	------

No.	601	補助金名	順天堂大学医学部附属静岡病院直通バス事業補助金
-----	-----	------	-------------------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市補助金等交付規則
---------	-------------

総合計画の 位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策5 地域医療体制の充実
	施策	地域医療の連携を強化します		

補助対象者	株式会社 南伊豆東海バス	事務局等	市民保健課健康づくり係
-------	--------------	------	-------------

補助金の性質	施策的補助
--------	-------

補助開始年度	13	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり 補助上限額	なし
--------	----	--------	----	-----	----	----------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	557,000	0	557,000
R03	700,000	0	700,000
R02	632,000	0	632,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	700,000	0	700,000
R01	534,323	0	534,323
H30	577,065	0	577,065
H29	546,335	0	546,335
H28	464,124	0	464,124

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	地域医療支援病院として高度な医療を供給できる順天堂大学医学部附属静岡病院への交通の利便を図るため平成13年度から試行開始。
国・県等の補助の有無	
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	高齢化社会における医療福祉体制の質の低下を招く。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	現在、路線バス運行会社は1社であり、直通バスの赤字分をバス会社、順天堂静岡病院、自治体（1市3町）で1/3ずつ負担している。平成28年より伊豆市がぬけ、負担金はなくなるが、伊豆市利用者については、運賃アップして対応することになる。（平成28年より）	10
市が補助すべき理由	※②	令和2年10月にアンケートを実施。利用者は減少傾向にあるが、高齢化により、自家用車での通院が難しいことなどの背景から、継続の希望が強い。広く住民に周知されている。また、直通バスが黒字に転じれば自治体等の負担がなくなる。	8
目的・内容		順天堂静岡病院への通院、見舞い等の交通の利便を確保し、住民福祉の向上に資するため。	10
補助金の主な使途		運賃収入と実施経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、保険料、車両減却費、諸税、一般管理費、その他実施に要する費用）の差額の上限150万円の内1/3に相当する金額を下田市、南伊豆、河津町、東伊豆町で負担。	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	平成28年度より伊豆市がぬけて1市3町として事業継続 *参考平成28年まで伊豆市、2市3町事業として補助（均等割20%、人口割20%、利用者割60%で	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			8
成果・費用対効果	※④	高齢化社会における医療福祉の向上に貢献している。	10

①公益性	10
------	----

②必要性	9
------	---

③適格性	9
------	---

④効果	10
-----	----

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	横山 睦美
継続	予算事業コード	2061		
No.	602	補助金名	第2次救急医療施設運営費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金要綱			
総合計画の位置付け	分野	5 危機管理	施策体系	施策5 地域医療体制の充実
	施策	救急体制を充実します		
補助対象者	下田メディカルセンター・西伊豆病院、伊豆今井浜病院・伊豆東部総合病院	事務局等	市民保健課健康づくり係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	58	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	34,219,000	23,327,000	57,546,000
R03	34,564,000	23,661,000	58,225,000
R02	34,564,000	23,661,000	58,225,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	35,363,000	22,033,000	57,396,000
R01	35,219,280	23,890,910	59,110,190
H30	9,782,220	21,452,240	31,234,460
H29	9,705,736	21,650,140	31,355,876
H28	9,723,962	22,746,690	32,470,652

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	第2次救急医療の確保。
国・県等の補助の有無	小児救急に対して県よりオンコール年間24日実施の2/3の補助がある。平成17年から普通交付税として措置されている。それ以前は、1日あたり71,040円国からの補助があった。
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	令和元年度より、「地域ネットワーク基盤整備事業」の補助金を下田メディカルセンター、伊豆今井浜病院の2病院に、令和2年より加えて、西伊豆健育会病院の3病院に負担金として病院へ支払う。
廃止の見込み、廃止の影響	地域医療の低下を招く

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	賀茂圏域の住民が日常生活において起こり得る急病や災害によるけがなどの傷病から生命を守るための活動で広く市民生活に貢献している。	10
市が補助すべき理由	※②	賀茂圏域の住民の生命を守る上で、絶対的な必要性を持つ。なお賀茂1市5町で規約により負担している。	10
目的・内容		賀茂地域1市5町の間で、賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院による第2次救急医療体制の整備及び確保を図る。	10
補助金の主な使途		救急医療運営費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	賀茂医療圏域全体事業として補助 小児救急325,680円(@13,570円×2回×12月) + 第2次救急医療4病院 30,973,440円 (@71,040×436日(休日71日+夜間365日)) = 31,299,120円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			0 10
成果・費用対効果	※④	急病及び事故等に対応できる医療機関の確保により市民の健康、生命を守り、安心感を高める。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	健康づくり係	記載者職・氏名	横山 睦美
継続	予算事業コード	2040		
No.	603	補助金名	不妊治療費助成金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市不妊治療費助成金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策1 健康づくりの推進
	施策	生涯を通じた健康づくりを推進します		
補助対象者	不妊治療を受ける夫婦		事務局等	市民保健課健康づくり係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	25	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	350,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	2,650,000	0	2,650,000
R03	5,000,000	0	5,000,000
R02	5,000,000	0	5,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	2,600,000	0	2,600,000
R01	2,586,600	0	2,586,600
H30	697,090	1,800,000	2,497,090
H29	3,549,110	0	3,549,110
H28	1,512,000	0	1,512,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減と少子化対策の推進を図る。
国・県等の補助の有無	特定不妊治療に対して県より補助がある。(年齢制限、回数制限、所得制限あり) 一般不妊治療費(人工授精分)県補助金(2/)がある。男性不妊に対しても助成拡大している。
代替手段との比較	
当初目的の達成度	不妊治療をしてる方の申請が増え、子供が誕生する。
同一団体への他の補助金の有無	特定不妊治療に関して県の補助制度がある。初回の助成は最大30万円。40歳未満の方は通算6回。40歳以上43歳未満の方は、通算3回を限度とする。所得制限あり。
廃止の見込み、廃止の影響	治療費の負担が大きい為、妊娠をあきらめる夫婦が出て、出生数が減る。

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※① 出生数が増加することで人口増となり、市全体の生活が安定する。	8
市が補助すべき理由	※② 不妊治療は、高額な医療費がかかるため、市単独で補助するものである。特定不妊治療は、県がすでに補助している。市では、一般不妊治療や鉄道賃も含め補助をしている。 一般不妊治療、特定不妊治療を対象とし1回の申請につき合計金額の2分の1で限度額30万円。助成期間は通算5年間、所得制限なし。医療機関への通院に関わる交通費について5万円(鉄道賃)を助成する。(平成29年度か	10
目的・内容		10
補助金の主な使途	不妊治療費の自己負担分(医療費年間30万円、鉄道運賃年間5万円上限)	8
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 申請者15人、内鉄道利用者10人を見込む 助成金：@300,000円×8人=2,400,000円 鉄道賃：@ 50,000円×5人=250,000円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		8
成果・費用対効果	※④ 治療により、子供が生まれる。	8

①公益性 8

②必要性 10

③適格性 8

④効果 8

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	山下 恵子
継続	予算事業コード	8410		
No.	604	補助金名	出産育児一時金補助金	
根拠法	国民健康保険法第58条第1項			
交付要綱等名称	下田市国民健康保険条例第6条、下田市国民健康保険給付規則第2条			
総合計画の 位置付け	分野	0	施策体系	0
	施策	0		
補助対象者	出産した被保険者		事務局等	市民保健課 国保年金係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	S33	補助終期設定	なし	補助率
				設定なし
				1件当たり 補助上限額
				420,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	1,820,000	3,640,000	5,460,000
R03	2,100,000	4,200,000	6,300,000
R02	2,100,000	4,200,000	6,300,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	2,100,000	4,200,000	6,300,000
R01	1,960,000	3,920,000	5,880,000
H30	1,674,667	3,349,333	5,024,000
H29	2,649,334	5,298,666	7,948,000
H28	2,939,540	5,879,080	8,818,620

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より事業を継続している。少子高齢化の中で、出産に対する支援として全国的な給付となっている。
国・県等の補助の有無	子育て世代への支援策として、平成21年10月から平成23年3月まで、1人2万円の国庫補助制度、平成23年度は1人1万円の国庫補助制度、平成24年度より国庫補助制度は廃止になった。
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環として必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付、平成23年度より、出産1人につき42万円の補助	10
補助金の主な使途	※③	出産費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@420,000円×15件 <参考> H27 30件、H28 30件、H29 30件、H30 30件、H31 25件、R2 15件	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		一般会計より補助金の2/3を基準繰入として受け入れている。実績により翌年度に精算している。	8
成果・費用対効果	※④	出産時の経費負担を軽減することにより、子育て世帯の負担軽減に寄与している。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 9

④効果 10

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	山下 恵子
継続	予算事業コード	8420		
No.	605	補助金名	葬祭費補助金	
根拠法	国民健康保険法第58条第1項			
交付要綱等名称	下田市国民健康保険条例第7条、下田市国民健康保険給付規則第3条			
総合計画の位置付け	分野	0	施策体系	0
	施策	0		
補助対象者	被保険者の葬祭を行うもの		事務局等	市民保健課 国保年金係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	S33	補助終期設定	なし	補助率
				設定なし
				1件当たり補助上限額
				50,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	2,750,000	0	2,750,000
R03	2,750,000	0	2,750,000
R02	3,000,000	0	3,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	2,500,000	0	2,500,000
R01	2,150,000	0	2,150,000
H30	2,400,000	0	2,400,000
H29	2,500,000	0	2,500,000
H28	2,800,000	0	2,800,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より補助を継続している。全国的な給付であり、被保険者にとっては必要不可欠な補助となっている。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環であり、他保険加入者との給付の均衡上必要不可欠。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	8
市が補助すべき理由	※②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
目的・内容		保険給付としての現金給付	8
補助金の主な使途	※③	葬祭費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		@50,000円×50件 <参考> H27 60件、H28 60件、H29 60件、H30 60件、H31 60件、R2 50件	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			8
成果・費用対効果	※④	社会保障的な側面がある補助制度となっている。	10

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 9

④効果 10

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	国保年金係	記載者職・氏名	山下 恵子
継続	予算事業コード	8485		
No.	606	補助金名	人間ドック受診費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市人間ドック受診費助成事業実施要綱			
総合計画の位置付け	分野	0	施策体系	0
	施策	0		
補助対象者	下田市国民健康保険被保険者	事務局等	市民保健課 国保年金係	
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	25	補助終期設定	なし	補助率
				0.7
			1件当たり補助上限額	25,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	5,000,000	0	5,000,000
R03	5,000,000	0	5,000,000
R02	5,000,000	0	5,000,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	3,406,000	0	3,406,000
R01	4,279,000	0	4,279,000
H30	4,219,000	0	4,219,000
H29	4,021,000	0	4,021,000
H28	4,564,000	0	4,564,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成20年度から特定健康診査が始まったが、特定健康診査対象年齢対象以外の年齢層の健康意識と他市町との均衡を図る。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 市民の健康増進、他保険加入者との均衡を図る	10
市が補助すべき理由	※② 医療・介護等の社会保障費増大していく中で、精密な検査を行うことにより疾病の早期発見ができ、医療費の抑制できる。	10
目的・内容		10
補助金の主な使途	検査費用の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 個人負担額の7割を補助 限度額 25,000円 H26 25,000円×(60人：当初、60人：6月、60人：12月) = 4,500千円 H27 25,000円×150人 = 3,750千円 H28 25,000円×156人 = 3,900千円 H29 25,000円×160人 = 4,000千円 H30 25,000円×180人 = 4,500千円 H31 25,000円×200人 = 5,000千円 R2 25,000円×139人 = 3,475千円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		10
成果・費用対効果	※④ 人間ドック受診費用を軽減することにより、詳細な検査を受けやすくし、健康に対する意識付けができる。	9

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 9

④効果 9

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課	地域包括支援センター	記載者職・氏名	鈴木 月美
継続	予算事業コード	1430		
No.	607	補助金名	下田市高齢者サロン活動支援助成金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市高齢者サロン活動支援事業実施要綱			
総合計画の位置付け	分野	6 健康・福祉	施策体系	施策2 地域福祉の推進
	施策	地域の課題を連携して解決する仕組みを構築します		
補助対象者	下市内の高齢者サロン団体	事務局等	市民保健課 地域包括支援センター	
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	2	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	44,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	328,000	0	328,000
R03	252,000	0	252,000
R02	0	188,000	188,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	0	188,000	188,000
R01	0	0	0
H30	0	0	0
H29	0	0	0
H28	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	今後求められる、介護予防と健康保険事業の一体的な実施の地域拠点（住民主体の居場所活動）を市内の全地区で実施していく必要があるため。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	
当初目的の達成度	
同一団体への他の補助金の有無	
廃止の見込み、廃止の影響	0

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 市民の健康増進・介護予防・高齢者の見守り等の拠点の運営支援だけではなく、まだ住民主体の居場所づくり活動が実施されていない地域で、新たな居場所作りを検討する住民の支援を行い、市内全域での事業活動の推進を図る。	10
市が補助すべき理由	※② 高齢者サロン活動の維持及び活動の支援と共に、介護予防・健康増進・高齢者の見守り活動の事業を、地域で実施するための拠点としての住民主体の居場所活動の立上げの推進を図るため。	10
目的・内容	市内の高齢者の引きこもり予防、介護予防等のため。さらに、高齢者の見守り・健康づくりの地域の拠点として育成していくことを目的とする。	10
補助金の主な使途	サロン立上げ費の一部、サロン活動費の一部	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 居場所の立上げ（初回のみ）@20,000円×3件=60,000円 運営補助@2,000円×8カ所×12月=192,000円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		0
成果・費用対効果	※④ 市内高齢者サロン等の活動数により評価	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 7

④効果 10